

建設業 K Y T シート

No.9 トリマーによる刈込み作業

どんな危険がありますか？

あなたならどうしますか？



作業の状況

トリマーによる刈込み作業をしています。

建設業労働災害防止協会

整理 番号	9	業 種	造園工事	作業の 種 類	剪定作業	災害の 種 類	巻き込み・切傷
1 作業状況							
トリマーによる刈込み作業							
2 予想される危険							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械に作業衣等が巻き込まれる。 2. 刃に空き缶や針金が巻き込む。 3. 下におろした時に、足にあたる。 4. 目にゴミが入る。 							
3 安全対策・事前処置							関係条文
<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械の操作では、作業衣等が回転部分に巻き込まれないように、身なりをきちんとしておく。また、トリマーを自分の体に引き寄せない。 2. 作業の前に、空き缶や針金等を片付ける。 3. 移動時は動力を切り、持ち運びの際はカバーを付ける。 4. 作業は両手で行い、作業足場の安全を確保する。 5. 作業時は防護メガネを使用する。 							安衛則第538条 (参考) 安衛則第123条